

＜重要事項説明書による利用料金表＞

2021年4月1日より

◎介護給付の訪問介護

サービス内容		利用時間	自己負担額
身体介護が中心の場合	身体01・Ⅱ	20分未満	1回 184円
	身体1・Ⅱ	30分未満	1回 275円
	身体2・Ⅱ	30分～1時間未満	1回 436円
生活援助が中心の場合	生活2・Ⅱ	20分～45分未満	1回 201円
	生活3・Ⅱ	45分以上	1回 248円
身体介護+生活援助	身1生1・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活20分以上45分未満	1回 349円
	身1生2・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活45分以上70分未満	1回 422円
	身1生3・Ⅱ	身体20分以上30分未満+生活70分以上	1回 496円
	身2生1・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活20分以上45分未満	1回 509円
	身2生2・Ⅱ	身体30分以上60分未満+生活45分以上70分未満	1回 583円
<p>※特定事業者加算(Ⅱ)の加算料金を含む料金となっています。</p> <p>※上記負担額に介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 13.7%が加算されます</p> <p>※上記負担額に介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 6.3%が加算されます</p> <p>※初回訪問時 200円の初回訪問加算が追加されます(新規契約または2か月以上の再訪問時)</p> <p>※生活機能向上連携加算 (訪問・通所リハビリ専門職とサービス提供責任者の両者による訪問介護計画の作成) (Ⅰ)100円/月 (Ⅱ)200円/月</p> <p>※緊急訪問訪問介護加算 緊急に身体介護を行った場合 100円/1回</p> <p>※2人の訪問介護員等による場合は、上記利用料×2の金額となります</p> <p>※夜間又は早朝の場合は、上記利用料金×1.25の金額、深夜の場合は、上記利用料×1.5の金額となります</p>			

◎ 介護保険の負担割合証の割合に準じた自己負担額となります。

◎ 当事業所と同一建物にお住いの方は上記金額の9割負担となります。

◎ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として全てのサービスについて2021年9月末までの間基本報酬に0.1%の上乗せとなります。

◎ 介護職員処遇改善加算について

介護における雇用と人材確保を目的とし、2009年9月より直接事業所に交付される「介護職員処遇改善交付金」が創設されました。2012年4月の介護保険法改定で、新たに「介護職員処遇改善加算」として創設されました。当事業所も趣旨に添い引き続き処遇改善に努めるべく、当事業所が実施する全てのサービスに算定させていただいております。加算算定についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

<重要事項説明書による利用料金表>

2021年4月1日より

◎介護予防訪問介護又は介護保険法に基づく第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)

サービス内容	対象者	自己負担額
週1回程度の利用	要支援1・要支援2・事業対象者	月 1,176円
週2回程度の利用	要支援1・要支援2・事業対象者	月 2,349円
週3回程度の利用	要支援2	月 3,727円

※ 月単位の定額の利用料となります。

※上記負担額に介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 13.7%が加算されます

※上記負担額に介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 6.3%が加算されます

※初回訪問時 200円の初回訪問加算が追加されます(新規契約または2か月以上の再訪問時)

生活機能向上連携加算(予防訪問・通所リハビリ専門職とサービス提供責任者の両者による訪問介護計画の作成)

※ (Ⅰ)100円/月(Ⅱ)200円/月

◎介護保険の負担割合証の割合に準じた自己負担額となります。

◎当事業所と同一建物にお住まいの方は上記金額の9割負担となります。

◎新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として全てのサービスについて2021年9月末までの間基本報酬に0.1%の上乗せとなります。

◎介護職員処遇改善加算について

介護における雇用と人材確保を目的とし、2009年9月より直接事業所に交付される「介護職員処遇改善交付金」が創設されました。2012年4月の介護保険法改定で、新たに「介護職員処遇改善加算」として創設されました。当事業所も趣旨に添い引き続き処遇改善に努めるべく、当事業所が実施する全てのサービスに算定させていただいております。加算算定についてご理解いただきますようお願い申し上げます。